

気候危機打開のための杉並区計画改定に向けた提言

2022年1月11日

日本共産党杉並区議団

気候危機が深刻化するも、気温上昇を1.5度以内に抑えられるか否かは、人類の生存と未来がかかった課題となっています。豪雨災害の続発や新たな感染症の出現も気候変動の影響によることが指摘されており、わたしたち区民にとっても気候危機の打開は、命と暮らしを守ることができるのかが問われる問題です。

気温上昇を1.5度以内に抑えるために、全世界で2050年までに実質カーボンゼロを目標としましたが、目標達成のためには2030年までに二酸化炭素・CO₂を半減できるかどうかが決定的であり、ここに人類の未来がかかっています。

それだけに、区が現在進めている環境基本計画及び地球温暖化対策計画の改定は、きわめて重要になります。

日本共産党杉並区議団は、2019年12月、区に「地球温暖化対策抜本強化への提言」を申し入れ、代表、一般質問等で取り上げてきました。その上にたって、今回の計画改定にあたり、以下提案するものです。

1、基本姿勢、目標について

(1) 意義の明確化

今回の改定の基本は、国際的共同目標である2030年温室効果ガスの50%削減、カーボンハーフを杉並においてどう実現するかです。昨年、杉並区は、2050年カーボンゼロを表明し、総合計画案では2030年度温室効果ガス半減(2010年比)を目標に設定しました。区民の総力を結集してこの目標を達成するためには、区が目標の意義、重要性を明確に示すことが求められています。

(2) 省エネ、再生エネルギーの目標を

カーボンハーフをどう達成するのか、全体目標とともに、エネルギー消費量の削減目標、再生可能エネルギーでの電力供給をどれだけ引き上げるのかを明確にかかげることが必要です。日本共産党は、エネルギー消費量を4割削減、再生可能エネルギーで電力の5割を賄うことを提案しています。

(3) 分野別、年度別目標の明確化

削減目標達成のために、分野、部門別の削減目標、年度別の到達目標を明確にすることを求めます。現行の計画では、温室効果ガスの排出量の削減目標は2000年度比30%削減ですが、2018年度の実績(1649)は2000年度(1696)比わずかに3%の削減、実数で37000t-CO₂e_qの削減にすぎません。50%削減は、これまでの延長では到底達成できません。総括を明らかにすることを求めます。

2、事業者としての責任と取組について

(1) 目標設定について

杉並区は、施設面積、職員、施設利用者数、電力使用量など、区内で最大の事業者です。地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第21条では、地方公共団体にたいし、区が実施している事務・事業について計画（事務事業編）を策定して取り組むことを義務づけ、環境省は盛り込むべき目標や課題を示すとともに、策定のためのマニュアルも示しています。しかし現行の区の事務事業編では、区事業でのCO2排出量削減量は不明確であり、再生可能エネルギーの目標はなく、具体的施策の第1は職員意識の徹底というものです。

改定にあたっては、これまでの総括のうえに、CO2削減目標、太陽光発電などの創電目標、区全体での再生可能エネルギー電力への切り替え目標を明確に示すべきです。

(2) 具体的な計画、施策について

事業者としての具体的な施策について、他自治体の事例も参考に、以下提案します。

○削減目標・シナリオの明確化

千代田区では、事務事業分野でのCO2の削減目標を設定するとともに、その達成にむけた4分野でのシナリオ、削減目標を明確にしています。例えば、「シナリオ1 施設・設備等における省エネ等の推進」では、高効率機器や照明の導入、再生可能エネルギーの導入で1204tの削減、「シナリオ2 庁舎・施設管理における省エネの推進」では814tの削減、「シナリオ3 低炭素型の電力事業者からの電力購入」では2063tの削減としています。こうした取組も参考にし、削減目標等達成のための分野別のシナリオと責任を明確にすべきです。

○区有施設の新築・改築における省エネ、再エネの徹底

港区では、「港区区有施設環境配慮ガイドライン」にもとづき、新築、改築時に、設備システムの高率化、可能な限りの再生可能エネルギーの導入、施設の運用においても、施設ごとのエネルギー管理標準を作成し、継続的な省エネの取組を進めています。

区として、区施設の省エネ、再エネ目標とそのためガイドラインを明確にし、取り組むことを求めます。

○区施設での再生可能エネルギーの供給と使用

区事業でCO2削減のカギとなるのは、区施設での電力使用の抑制とともに、再生可能エネルギーへの転換を促進することです。世田谷区では、本庁舎、出張所、まちづくりセンターなどで使用する電力を再生可能エネルギー100%の電力に切り替えています。区施設での太陽光発電施設整備を促進するとともに、再生可能エネルギー100%電力への切り替えを提案します。

○車両、輸送関係での電気自動車等への転換促進

区が所有し運行する車、委託している清掃車、すぎ丸などの車両について、CO₂を排出しない電気自動車等への転換を計画的に図っていくこと。

○区内での推進体制を確立し、全庁あげての取組を

省エネ推進のためには、全庁あげての推進体制が重要です。浜松市では、環境政策課が事務となり、全部署に「温暖化対策推進員」を配置した「市役所温暖化対策マネジメントシステム」を構築し、全庁あげた省エネ推進をはかっています。

2、杉並全体での取組について

(1) 基本問題

○現計画2ページではなく本格的な区域編の策定を

温対法は、事務事業編とともに、行政区全体でのCO₂削減の目標と計画を策定することを定めています。区は、2050年カーボンゼロを宣言していますが、実現に向けては、2030年までにCO₂の半減が達成できるか否かにかかっています。それだけに、残された8年間でどのように半減を実現するのか、その裏付けとなる計画の策定が決定的です。

世田谷区は、120ページに及ぶ計画を策定していますが、杉並区の計画はわずか2ページにすぎません。改定にあたり独立した実行計画区域編を策定すること。

○現状分析、到達点と総括を明確に

環境省は、区域施策編策定マニュアルで、区域の自然的社会的条件を的確に把握し整理する必要があると指摘し、計画の改定にあたっては、進捗状況を把握しその結果を活かすことを重視しています。

区の温室効果ガスの排出量の2018年度削減実績は、2010年度比わずか2・2%の削減、2015年度比3・3%の削減にとどまっています。こうした結果の総括・分析なしに、より高い削減目標の達成はできません。省エネと再エネをめぐる現状、到達点を明らかにし、目標と計画を活かすことを求めます。

○課題別、分野別の目標を明確に

区の現行計画では分野別削減目標はありません。2030年カーボンハーフという目標を達成するためには、総目標の達成を裏付ける、課題別、分野別目標を明確にして取り組むことが求められています。

目標について、①エネルギー消費量の削減目標、②再生可能エネルギーの拡大目標を定めるとともに、2つの課題に即して家庭、業務、都市づくりなど、分野ごとの目標を明確すべきです。

(2) 家庭部門

家庭部門は、2018年度のCO2排出量の52.4%を占めています。再生可能エネルギーの普及でも、省エネルギーでも、カーボンハーフ達成において、家庭部門の取組が決定的に重要となっています。しかし排出量の推移をみると、2010年度と比べると2018年度は2000tの増加です。

太陽光発電機の普及率は2018年度で5.7%、2016年から2年間の伸びは年平均0.15%にとどまっています。2020年の低炭素化推進機器設置助成件数は2016年比29件の減少、5年間平均件数は578件となっています。これらの取組の抜本的強化が求められています。

○省エネと再エネを促進するためには、太陽光発電機など低炭素化推進機器普及の抜本強化をはかる必要があります。機器の助成制度の拡充とともに、余剰太陽光発電の固定価格買取満了（卒FIT）への対応が問われています。世田谷区が進めるFIT電力の区内での活用促進の取組も参考に杉並区としても対策をとるべきです。

○省エネ推進のためには、これまでの省エネ機器の普及促進、既存住宅への断熱改修等への助成の強化とともに、新規建設住宅にたいする省エネ住宅の建設を誘導、推進する取組を提案します。

○家庭部門での省エネを推進に区民全体が取り組めるよう、生活の場における節電、省エネの取組と節電効果の普及を強化することを提案します。

（3）業務、事業所

部門別CO2排出量で2番目に高いのが業務部門で、約24%を占めています。省エネ、再エネでも、業務部門の取組が重要です。

○杉並区の特徴から見ると、大型小売店の取組が大きな比重を持っています。大型店は施設の照明や冷暖房、冷凍設備など大量の電力を使用しており、節電と再エネ電力への転換を誘導することが求められています。一定規模の大型店にたいし、CO2削減、省エネ、再エネ導入等について計画書の提出を求めることを提案します。

○一般の小売店、飲食店に対しては、省エネ機器への切り替え、照明のLED化への助成を行うこと、省エネや再エネ電力への転換をはかる事業所に対しては、取組を推奨する表示をするなど、促進をはかる。

（4）自動車、輸送部門

自動車のCO2排出量は、2010年比で8年間に33%減少していますが、全体の約15%を占め、分野別では3番目の高さです。

○運輸、バス、タクシーなどの輸送関係事業者に対し、CO2の削減、エコカーへの転

換に関する計画の提出を求め、取組を促進する。

○個人利用の自動車に対しては、エコカーへの転換促進とそのため充電設備、水素供給施設の設置を促進するとともに、自動車利用の抑制、自転車や徒歩での移動を促進する。そのために自転車道の整備、すぎ丸の利便性向上をはかる。

(5) まちづくり、都市計画分野

○地区計画、用途地域の見直し等の都市計画にあたっては、CO₂の排出削減の観点から検討をすすめること。

○区が進めるまちづくり事業について、計画段階からCO₂削減の立場でチェックし、すでに執行中の事業であっても、逆行する計画に対しては、見直しを求める。

○一定規模以上の建築物の改築、新築に対し、千代田区は計画の初期段階から省エネ対策などの環境配慮について協議を求めている。杉並区としてもこうした事例も参考に、一定規模事情建築物に対し、省エネ、再エネ促進の誘導をはかること。

(6) 樹木の保全

○CO₂を吸収し削減するうえで、樹木の保全と拡大は重要です。区は樹木の現状とCO₂吸収能力を明らかにし、樹木、屋敷林の後退にストップをかけることが求められています。区が進める阿佐ヶ谷駅北東地区区画整理業での屋敷林の伐採は見直すこと。公園の保全、整備においては、樹木の植樹、拡充につとめること。

○樹林地を持つ他自治体と連携し、区が森林の整備を促進することも重要です。新宿区、豊島区をはじめ他区では先駆的に実施され、杉並区も検討、実施を掲げたことは重要です。例えば区民自ら森を育て守るなど区民の積極的な参加を促し、環境教育の場とすることを提案します。財源は、森林贈与税の活用だけでなく広く区民の寄付を募ることを提案します。

(7) 再生可能エネルギーの拡大

○杉並区では水力や風力発電等は困難なことから、いかに太陽光発電を事業所、区施設、家庭に普及促進するかにかかっています。太陽光発電の創エネの目標を明確にし、事業所、区施設、家庭ごとの目標をもって推進をはかること。

○世田谷区は友好自治体と連携し、群馬県のバイオマス発電や長野県の水力発電の電力を区民に販売し、区立保育園の電力にするなどの取組を行っています。区としても積極的に取り組むこと。

○新電力においてCO2ゼロの電力供給が広がっている。区が積極的にこうした電力への切り替えを進めるとともに、区内事業者や区民にも周知をはかること。

(8) 区民参加

○2030年カーボンハーフを達成するには、区民の自発的、自覚的取組をどれだけ促進できるかがカギをにぎっている。区は、カーボンゼロ宣言を区民に周知するとともに、区民、区内事業者がどのような努力をすべきかを、わかりやすく示すこと、さらに地域ごとのフォーラムの開催などを促進する。区民、事業者あがて継続的に推進するための組織（仮称・杉並カーボンゼロ推進会議）を立ち上げること。

(9) 全庁体制での推進

○区の全部門あがて、省エネ、再エネによるCO2削減をはかる仕組み、体制を確立すること。この組織のもとで到達点、状況を点検し、必要な見直しを図りながら計画を進行するPDCAサイクルでの活動を推進すること。

以上